

議員提案

美濃加茂市議会
第2回定例会追加議案

令和8年6月5日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第68号	美濃加茂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について	1

議第68号

美濃加茂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、下記のとおり、理由を付し、議案を提出する。

令和8年6月5日提出

美濃加茂市議会議員 亀井 滋 昭
谷 本 梓
出 口 峻 佑

美濃加茂市議会議長 村 瀬 正 樹 様

記

美濃加茂市議会議員定数条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会議員定数条例（平成14年美濃加茂市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
美濃加茂市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>10</u> 人とする。	美濃加茂市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>16</u> 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市議会議員定数条例の規定は、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

◎改正の理由

社会課題の複雑化・高度化に対応すべく、専門性ある少数精鋭の議会を実現し、議会機能を高めるために、美濃加茂市議会議員の定数を改正するものです。



Walkable City
Minokama